

## (5) 我が国における核燃料物質保有量一覧表

### ①原子炉等規制法上の規制区分別内訳

(2006年12月31日現在)

核燃料物質の区分 (注1) 原子炉等規制 法上の規制区分	天然ウラン (t)	劣化ウラン (t)	濃縮ウラン		トリウム (t)	プルトニウム(注2) (kg)
			U (t)	U-235 (t)		
製 錬	-	-	-	-	-	-
加 工	514	11,047	1,327	54	0	-
原 子 炉(注3)	484	2,243	14,972	324	0	109,221
再 処 理	2	544	2,327	22	0	19,543
使 用(注4)	78	44	35	1	2	3,917
合 計(注5)	1,079	13,879	18,660	401	3	132,681

(注1) 核燃料物質の区分は、原子力基本法及び核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令の規定に基づいており、物理的・化学的状態によらず合計量を記載している。

(注2) プルトニウム量については、「国際プルトニウム指針」に基づき IAEA に報告する我が国のプルトニウム保有量であり、原子炉内装荷分は除かれる。但し、保障措置上は、国内の全てのプルトニウムをその対象とする観点から、原子炉内装荷分（常陽及びもんじゅに1,703kg 在庫）も含めて管理している。

(注3) 東京電力福島第一原子力発電所使用済燃料共用プール（使用施設）分を含む。

(注4) 核燃料物質の使用の許可を受けた使用者及び法律第52条第1項第5号の政令で定める種類及び数量以下の使用者の核燃料物質の合計量を記載している。

(注5) 四捨五入の関係により、合計が一致しない場合がある。

### ②国籍区分別内訳

(2006年12月31日現在)

核燃料物質の区分 (注1) 国籍の区分(注2)	天然ウラン (t)	劣化ウラン (t)	濃縮ウラン		トリウム (t)	プルトニウム(注3) (kg)
			U (t)	U-235 (t)		
米 国	113	2,892	13,569	284	1	95,988
英 国	14	440	1,788	32	0	16,242
仏 国	44	5,882	5,009	91	0	39,105
カ ナ ダ	595	4,558	4,990	97	0	41,015
オーストラリア	35	873	3,094	62	-	22,747
中 国	67	155	250	10	-	382
ユ ー ラ ト ム	55	5,909	5,720	108	0	3,050
I A E A	0	2	0	0	-	1
そ の 他	261	1,935	383	12	2	2,120

(注1) 核燃料物質の区分は、原子力基本法及び核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令の規定に基づいており、物理的・化学的状態によらず合計量を記載している。

(注2) 二国間原子力協力協定の対象となる量を計上した。なお、複数国籍のものは、それぞれの国籍区分に重複して計上している。

(注3) プルトニウム量については、「国際プルトニウム指針」に基づき IAEA に報告する我が国のプルトニウム保有量であり、原子炉内装荷分は除かれる。但し、保障措置上は、国内の全てのプルトニウムをその対象とする観点から、原子炉内装荷分も含めて管理している。